

可児市消防団 消防団活動及び安全管理マニュアル



令和 8 年 4 月
可児市消防団

作成者：可児市消防協会事務局
作成日：令和 6 年 3 月
更新日：令和 7 年 3 月
令和 8 年 3 月

目次

○消防団の概要	1
1 消防団とは	
2 消防団の組織	
3 消防団員の身分	
4 消防団の役割及び業務	
5 消防団への入団条件	2
6 消防団員の報酬等	
7 公務災害補償への加入	3
8 表彰制度	
9 割引・優待・補助制度	
○可児市消防団の活動内容	6
女性消防分団の活動内容	7
○可児市消防団の組織と定員等	8
各部消防車庫所在地	9
○消防団活動要領	10
1 活動時における安全管理	
2 参集時における安全管理	
3 消防団活動における連絡体制	
○火災発生時の出動要領	11
1 火災出動区分	
2 消防団火災出動区分	
3 出動指令の流れ	12
4 出動に伴う留意事項	
5 消防団員の権限	14
○地震発生時の出動要領	16
1 出動区分	
2 出動基準	
3 活動要領	
○風水害発生時の出動要領	17
1 出動区分	
2 出動基準	18
3 対応内容	
4 活動要領	19
5 撤収作業	
6 連絡系統	
○行方不明者発生時の出動要領	20
1 出動区分	
2 活動体制	

消防団の概要

1 消防団とは

消防団とは、日ごろは本業を有しながらも地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るために活躍している人たちによる消防組織法に基づき市町村に設置されている消防機関です。

訓練などを通して消防・防災に関する知識や技術を習得し、火災発生時における消火活動だけでなく、地震や風水害といった大規模災害発生時には救助・救出活動、警戒巡視、避難誘導、災害防ぎょ活動などに従事しています。

また、女性消防分団も救命講習、応急手当の普及指導などにおいて活躍しています。

2 消防団の組織

消防団の組織は、消防組織法に基づき市町村の規則で規定することとなり、「可児市消防団規則」で定めています。

3 消防団員の身分

消防団員は、地方公務員法に基づく非常勤特別職の地方公務員です。

その分限、懲戒及び服務規律については、「可児市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」に定められています。

そのため、消防団員は、組織の一員として節度ある行動をとり、法令を遵守して、他の模範となるよう努める必要があります。

※消防団員の地位を利用した選挙活動はできません。

4 消防団の役割及び業務

【消防の任務】（消防組織法第1条）

- 地域住民の生命、身体及び財産を火災から保護すること
- 火災・水害や地震等の災害を防除し被害を軽減すること
- 災害等による傷病者の搬送を適切に行うこと

【消防団員の職務】（消防組織法第21条）

- 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事すること。

※消防団員として活動に必要な活動服、装備等の物品は、市役所から貸与します。

【業務】（消防力の整備指針第36条）

- 一 火災の鎮圧に関する業務

- ニ 火災の予防及び警戒に関する業務
- 三 救助に関する業務
- 四 地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導等に関する業務
- 五 武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務
- 六 地域住民（自主防災組織等を含む。）等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務
- 七 消防団の庶務の処理等の業務
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務

5 消防団への入団条件

消防団に入団するには、以下の条件があります。

条件については、「可児市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」に定められています。

- (1) 本市消防団の区域内に居住し、又は勤務する者
- (2) 年齢 18 歳以上の者
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

6 消防団員の報酬等

消防団員には、団員報酬、出勤報酬が個人に支給されます。

また、消防団員として 2 年以上勤務して退職された場合は、階級及び勤務年数に応じて退職報償金が支給されます。



【団員報酬・出勤報酬】

（可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例）

階 級	団員報酬年額
団 長	100,000 円
副団長	80,000 円
分団長	70,000 円
部 長	50,000 円
班 長	40,000 円
団 員	37,000 円

※ 四半期において活動実績のない団員は、当該四半期分の年額報酬を支給しない。

区 分		出勤報酬
災害出勤	2 時間以下	2,000 円
	2 時間を超え 4 時間以下	4,000 円
	4 時間を超え 8 時間以下	8,000 円
警戒に出勤したとき		3,000 円
その他の出勤をしたとき		2,000 円

※ 災害又は警戒に 8 時間を超えて出勤したときは、8 時間ごとに 1 回として計算し、残りの時間に 8 時間未満の端数(1 時間未満のものを除く。)が生じたときは、その端数は 8 時間として計算する。

【退職報償金】

(可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例)

《支給額例》

階級 勤続年数	団 員	班長・部長	分団長	副団長	団 長
2 年	80,000 円	81,600 円	87,600 円	91,600 円	95,600 円
3 年	120,000 円	122,400 円	131,400 円	137,400 円	143,400 円
4 年	160,000 円	163,200 円	175,200 円	183,200 円	191,200 円
5 年	200,000 円	204,000 円	219,000 円	229,000 円	239,000 円

※過去に退職報償金の支給を受けている場合は、条例に基づき定める額を支給額から控除する。

7 公務災害補償への加入

消防団員が公務上の災害によって被った損害が補償されます。

(療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償 等)

8 表彰制度

消防団員としての功績、功勞に対し、消防団長、市長、知事等により各種表彰されます。

9 割引・優待・補助制度

【消防団員のメリット】

①ありがとね！消防団水防団応援事業所制度

岐阜県内の消防団水防団応援事業所登録企業・店舗において、飲食や買い物、施設利用等した際に、「団員カード」を提示した団員等を対象に、割引や特典等のサービスが受けられる制度が利用できます。

また、団員を支えているご家族にも「家族カード」にてサービスを受けられます。

②学生消防団活動認証制度

大学生等の消防団への入団の促進及び地域の防災力の充実強化を図ることを目的に、消防団員として活動した学生に対し、就職活動の自己PR等で活用できる在学中の消防団活動における功績を認証する証明書を発行します。

③可児市消防団員準中型自動車運転免許取得費等補助金

平成29年3月12日の道路交通法の改正に伴い、同日以降に取得した普通自動車運転免許では、3.5トン以上の消防車両を運転できません。

そのため、令和2年に消防団員が消防車両を運転できる環境の整備を目的として、可児市消防団員を対象に準中型自動車運転免許の取得費等の補助を行っています。

また、消防団員を一定期間継続された方、専門の教育を修了された方は、以下のメリットがあります。

資格の名称	資格の種類	免除内容	免除の要件
消防設備士	乙第5類・ 第6類	筆記試験のうち「機械に関する部分」と実技試験が免除	消防団員として5年以上勤務し、かつ、消防学校の教育訓練のうち専科教育の機関科を修了した者

消防設備士（乙第5類）になると金属製避難はしご・救助袋・緩降機の整備又は点検が、消防設備士（乙第6類）になると、消火器の整備又は点検ができます。

資格の名称	資格の種類	免除内容	免除の要件
危険物取扱者	丙種危険物取扱者	試験科目のうち燃焼及び消火に関する基礎知識	消防団員として5年以上勤務し、かつ、消防学校の教育訓練の基礎教育又は専科教育の警防科を修了した者

丙種危険物取扱者になると、ガソリン・灯油・軽油等の取扱作業ができます。

資格の名称	受講資格	受講時の一部免除講座
防火対象物点検資格者	消防団員で8年以上の経験を有する者	火災予防概論

資格の名称	免除内容	免除の要件
防災士	「防災士養成研修」の履修証明 「防災士資格取得試験」の受験及び合格証明 救急救命講習（普通救命講習等）の履修証明	分団長以上の階級にある（あった）者

【消防団員が勤務する事業所のメリット】

- ① 可児市消防団協力事業所表示制度により「消防団協力事業所表示証」を交付します。広報し、ホームページ等に表示することで、事業所のイメージアップを図ることができます。
- ② 岐阜県消防団協力事業所支援減税制度により、県から事業税減税等の優遇処

置を受けることができます。

岐阜県 HP URL

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/56535.html>



岐阜県応援事業所検索サイト URL

<https://www.shobo-oenshop.gifu.jp/>



可児市消防団協力事業所表示制度 URL

<https://www.city.kani.lg.jp/18063.htm>





可児市消防団の活動内容

【火災の鎮圧に関する業務】

- ・ 火災現場における消火活動、警戒、残火処理
- ・ 消防訓練(機械操作と消火技術の修得)
- ・ 資機材の整備、点検 (消防機器の点検、車庫清掃)
- ・ 地域の消防水利点検 (消火栓、防火水槽)



【火災の予防及び警戒に関する業務】

- ・ 防火訓練、広報活動などの火災予防活動
- ・ 花火大会等における警戒
- ・ 年末特別警戒 (年末夜警)



【救助に関する業務】

- ・ 行方不明者の搜索 (搜索依頼を受けた場合)
- ・ 水難事故現場における搜索
- ・ 災害現場における搜索、救助 (地震、風水害現場)
- ・ 救命講習会 (心肺蘇生、AED の取り扱い 等)



【地震、風水害等の災害予防に関する業務】

- ・ 住民の避難、誘導、指導 (消防車による広報)
- ・ 災害防除活動
- ・ 災害現場における警戒
- ・ 危険箇所の警戒 (巡回と点検、調査)

【地域住民等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務】

- ・ イベントへの参加を通じた防火啓発
- ・ 自警団、自主防災組織に対する協力、支援
- ・ 防災訓練の指導、協力
- ・ 防災講演会への参加
- ・ 訓練等に関する指導員講習会



女性消防分団の活動内容

【救助に関する業務】

- ・ 救急救命講習（幼稚園、保育園、乳幼児学級等）

【火災の予防及び警戒に関する業務】

- ・ 広報活動などの火災予防活動

【地域住民等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務】

- ・ イベントへの参加を通じた防火啓発
- ・ 自警団、自主防災組織に対する協力、支援
- ・ 防災訓練の指導、協力
- ・ 防災講演会への参加
- ・ 他市町村の女性消防団員との交流会



可児市消防団の組織と定員等

可児市消防団は、団長、副団長、指導員、副指導員、分団長、部長、班長、団員によって、組織されています。

消防団に4分団を置いており、各分団に4部を置いているため、4分団16部と女性消防分団で運営されています。詳細については、以下の通りです。

【可児市消防団 組織図】（可児市消防団規則）

団 長 1名

副団長 2名

指導員 3名（副指導員含む）

分団長 4名（各分団1名）

区分		部長	班長	団員	区域
第1分団	第1部	1	4	15	広見、石井及び広眺ヶ丘の区域
	第2部	1	3	16	瀬田、柿田、湊之上、平貝戸、あけち及び石森の区域
	第3部	1	4	15	中恵土の区域
	第4部	1	3	16	下切、今、谷迫間、みずきヶ丘及び姫ヶ丘の区域
第2分団	第1部	1	4	15	今渡の区域
	第2部	1	4	15	下恵土、禅台寺及び徳野南の区域
	第3部	1	3	13	川合及び川合北の区域
	第4部	1	4	15	土田の区域
第3分団	第1部	1	4	16	矢戸、長洞、室原、塩、坂戸及び美里ヶ丘の区域
	第2部	1	3	12	塩河及び清水ヶ丘の区域
	第3部	1	4	15	菅刈、西帷子、緑、鳩吹台及び虹ヶ丘の区域
	第4部	1	5	15	東帷子、長坂、愛岐ヶ丘、光陽台、若葉台及び帷子新町の区域
第4分団	第1部	1	4	15	久々利、柿下及び久々利柿下入会の区域
	第2部	1	4	15	羽崎、二野、緑ヶ丘及び羽生ヶ丘の区域
	第3部	1	5	14	大森、大森台、桜ヶ丘、皐ヶ丘、桂ヶ丘、星見台及び松伏の区域
	第4部	1	4	18	兼山の区域
女性消防分団		—	1	14	可児市全域

条例定員数 343 名

各部消防車庫所在地

分 団	部	所 在 地	車 両 台 数
第 1 分団	第 1 部	広見 6 7 0 - 1	消防ポンプ自動車 1 台
	第 2 部	瀬田 1 7 3 6	消防ポンプ自動車 1 台
	第 3 部	中恵土 1 8 9 6 - 1	消防ポンプ自動車 1 台
	第 4 部	下切 1 4 7 9 - 2	消防ポンプ自動車 1 台
第 2 分団	第 1 部	今渡 2 7 0 3	消防ポンプ自動車 1 台
	第 2 部	下恵土 1 1 3 4 - 1	消防ポンプ自動車 1 台
	第 3 部	川合 2 3 5 3 - 1	消防ポンプ自動車 1 台
	第 4 部	土田 5 6 6 4 - 2	消防ポンプ自動車 1 台
第 3 分団	第 1 部	矢戸 1 9 6 - 1	消防ポンプ自動車 1 台 3.5 t 未満 (R5 購入)
	第 2 部	塩河 3 6 2 - 1	消防ポンプ自動車 1 台
	第 3 部	菅刈 3 3 - 3	消防ポンプ自動車 1 台 3.5 t 未満 (R7 購入)
	第 4 部	東帷子 1 9 6 7 - 6	消防ポンプ自動車 1 台 3.5 t 未満 (R3 購入)
第 4 分団	第 1 部	久々利 8 9 6 - 1 1	消防ポンプ自動車 1 台
	第 2 部	羽崎 5 2 3	消防ポンプ自動車 1 台
	第 3 部	大森 6 8 7 - 9	消防ポンプ自動車 1 台
	第 4 部	兼山 6 3 5	消防ポンプ自動車 1 台 3.5 t 未満 (R6 購入)

※全車両に可搬ポンプ積載

消防団活動要領

1 活動時における安全管理

消防団の業務は多岐にわたっており、団員としての活動の範囲も広範なものとなっています。

消防団員として、火災や風水害、その他の事案に対して活動を行う際は、報告や連絡を密にして行動を行うと共に、活動中において危険を察知した場合は決して無理をせずに活動を中止する等、安全確保を最優先させてください。

また、夏場などの気温が高い日での活動については、こまめに水分補給を行う等の熱中症対策を実施してください。

なお、活動中において負傷や体調不良が認められた場合は、すみやかに部長へ報告の上、活動を中止し療養に努めてください。

2 参集時における安全管理

けがや体調不良等により活動が実施できないと判断される場合は、無理に参集せずに消防団活動への参加を自重してください。

また、勤務中に出勤の命令があった場合は、勤務先の許可を得た後に消防団活動に参加してください。

なお、参集時における移動については、法令等を遵守し、安全運転に努めて参集してください。

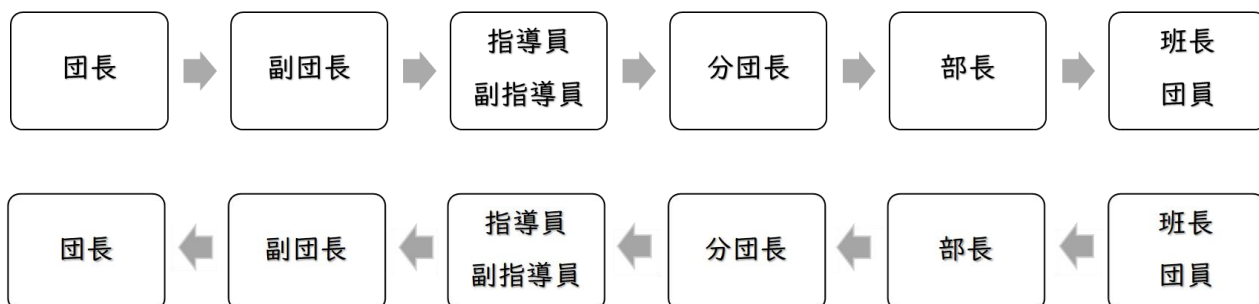
参集場所での駐車について道路交通法を遵守し、消火活動、救助活動、通行の妨げにならない場所に駐車してください。

3 消防団活動における連絡体制

原則として、消防団長からの命令や指示は副団長を通じて指導員及び副指導員へ伝達され、指導員または副指導員から分団長へ、分団長から部長へ、部長から班長及び団員へ伝達されます。

また、消防団長への報告については、上記の逆となります。

各部長は、部内での連絡体制を整備してください。



火災発生時の出動要領

1 火災出動区分

建物火災、特1火災、特2火災、林野火災が発生した場合に出動する。

特1火災：高さ15m以上かつ建物4階以上の高層建物

特2火災：危険物を指定数量以上貯蔵している建物火災

※その他火災、車両火災、トンネル火災は出動しない。

2 消防団火災出動区分

東半分は第1分団及び第4分団 西半分は第2分団及び第3分団とします。

遠方の火災まで出動した場合、地元で火災が発生した場合に到着が遅れるため該当以外は出動しない。ただし、隣接市街地（広見、中恵土、下恵土、川合）と姫ヶ丘工業団地（第3分団第2部）は出動可とします。

地域	部	対象地区	隣接出動地区
東部 1分団 4分団	1-1	広見、石井、広眺ヶ丘	下恵土
	1-2	瀬田、柿田、渕之上、平貝戸、あけち、石森	
	1-3	中恵土	下恵土、川合、川合北
	1-4	下切、今、谷迫間、みずきヶ丘、姫ヶ丘	
	4-1	久々利、柿下、柿下入会	
	4-2	羽崎、二野、緑ヶ丘、羽生ヶ丘	
	4-3	大森、大森台、桜ヶ丘、皐ヶ丘、桂ヶ丘、星見台、松伏	
	4-4	兼山	
西部 2分団 3分団	2-1	今渡	
	2-2	下恵土、禅台寺、徳野南	広見、中恵土
	2-3	川合、川合北	中恵土
	2-4	土田	
	3-1	矢戸、長洞、室原、塩、坂戸、美里ヶ丘	
	3-2	塩河、清水ヶ丘	姫ヶ丘
	3-3	菅刈、西帷子、緑、鳩吹台、虹ヶ丘	
	3-4	東帷子、長坂、愛岐ヶ丘、光陽台、若葉台、帷子新町	

3 出動指令の流れ

【第一次出動（該当分団）】

可茂消防事務組合から火災出動に関するメール配信を行います。同時にすぐメールかにもメール配信を行います。メール配信に併せて、消防団員用オートコールにて電話を掛けます。

万が一メールが配信されない場合は、団長（幹部）から該当部長に直接電話連絡等にて災害出動の連絡をします。

【第二次出動】

該当分団だけでは、対応しきれない大規模災害の場合は、団長（幹部）から該当部長に直接電話連絡等にて出動応援要請を行います。

【その他】

隣接市町村で火災が発生した場合は、団長から出動要請があった場合のみ出動する。

ただし、境界付近の場合などは、人道的な面も考慮し、部長の判断により出動してもよい。その場合、事務局へ必ず連絡を入れること。

4 出動に伴う留意事項

各車庫に集合し人員確保ができたなら、車庫から出動する。その際は誘導員を配置し、歩行者や一般車両に注意喚起し、安全を確認してください。新入団員等の経験の浅い団員は必ず先輩団員とともに行動してください。

以下に該当する団員は、上記の免許を持っても公道上での緊急走行（サイレン・赤色灯点灯）ができませんので注意してください。

3.5+以上の車両については、21歳に満たない団員又は大型、中型、準中型、普通免許、大型特殊免許の取得年数が通算して3年を経過していない団員

3.5+未満の車両については、大型、中型、準中型、普通免許、大型特殊免許の取得年数が通算して2年を経過していない団員

※運転者は、運転前後にアルコール検知器でチェックの上、運転日報に記載すること。

部	緊急走行できない団員
1-1.1-2.1-3.1-4 2-1.2-2.2-3.2-4 3-2 4-1.4-2.4-3	21歳未満（18歳～20歳）又は 大型、大型特殊、中型、準中型、普通免許を取得してから3年を経過していない団員
3-1.3-3.3-4 4-4	大型、大型特殊、中型、準中型、普通免許を取得してから2年を経過していない団員

出動による緊急走行の留意事項

(1) 消防車両での出動時

① 複数名での乗車

複数名乗車で出動すること。※絶対に1人で出動しない。

② サイレン、鐘、赤色回転灯、前照灯の使用

昼夜ともに必ずサイレンと鐘を吹鳴させ、赤色回転灯及び前照灯を点灯させること。

③ 交差点への進入

赤信号又は見通しの悪い交差点は、必ず徐行（直ちに停止することができる速度）しながら進入し、一時停止して同乗者全員で安全確認を行うこと。

交差点進入時は拡声器で、「緊急車両、交差点に進入します。」と周囲の車両に注意喚起を行うこと。

④ 踏切及び一時停止場所

踏切や一時停止標識がある場所でも徐行して進むことができるが、一時停止して安全確認を行うこと。一方通行を逆進入する場合は、徐行に近い車両速度とする。

⑤ 現場到着時

現場に到着した際は、他車両の通行の支障にならないように停車した後に車輪止めを使用して、事故防止に努めること。

※やむを得ず自家用車で出動する場合

① 個人で災害現場に向かう場合は、一般車両と同様に交通規則を遵守し、安全に現場へ向かう。

② 自家用車の駐車場所は、道路交通法を遵守し、消火・救助活動・通行の妨げにならないかを考慮した上で駐車する。

③ 現場にもよるが、左側、右側の同一方向に団員（自家用車）の車両を止めて緊急車両の妨げにならないようにする。

なお、違法駐車となるような行為は避けること。

(2) 現場到着後の留意事項 ※全団無線を6チャンネルに統一する。

① 1名は機関員のため、車両で待機する。

② 他の団員で現場の状況を確認し、最上位者からの指示を受け、待機している団員に指示を伝えた後、指示に従って行動する。

※団員の判断で行動しないようにすること。

③ 消防水利（消火栓や防火水槽）を確保し、団員へ周知する。

④ 誘導灯を用いて交通整理を行う。（警察の指示に従う。）

⑤ 屋内進入は行わず、屋外からの活動に専念すること。（破壊行為禁止）

- ⑥ 筒先要員は、火点（建物）から距離を取り安全確保に努めること。
- ⑦ 筒先保持は、できる限り2名以上で担当すること。
- ⑧ 建物の外壁崩壊の予兆（モルタルの亀裂、ふくらみ）に注意し、必要により活動を規制すること。
- ⑨ 火災現場周辺は、交通規制がかかるため、交通整理を行う必要な人員を確保し交通整理を行うこと。（安全確保のため反射ベスト、誘導棒使用
- ⑩ 一般車両及び市民には、真摯に対応すること。
- ⑪ 現場に所属消防団車両が到着していない場合は、既に到着している所属分団の応援を行うこと。

（３）鎮火後の対応

≪該当部以外の部≫

団長（団長不在の場合は最上位者）の解散指示により、解散とする。

解散指示後、各部長は該当分団長に人員報告を行った後に、現場から撤収すること。

各分団長は、事務局に各分団の出動人員を報告すること。

≪該当部≫

残火処理、現場見回り等のため、継続して活動する。

緊張等からの疲労があるため、適宜分担しながら、対応すること。

分団長（分団長不在の場合は最上位者）の判断により解散とする。

分団長（最上位者）は、団長及び副団長に解散時間を報告すること。

（４）撤収時の留意事項

- ① 現場で使用した資機材を撤収し、走行中に落下しないよう確実に積載する。
- ② 使用した水利の確認。使用した防火水槽の補水や蓋の確認は必ず行うこと。

５ 消防団員の権限

消防団員には任務遂行にあたり、以下の権限が与えられています。

緊急措置権	消防法第29条第1項	消防団員は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。
-------	------------	---

	消防法第 29 条第 5 項	消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。
優先通行権	消防法第 26 条第 1 項	消防車が火災の現場に赴くときは、車馬及び歩行者はこれに道路を譲らなければならない。
緊急通行権	消防法第 27 条	消防隊は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない通路若しくは公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。
消防警戒区域の設定	消防法第 28 条	火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。
応急消義務 人命救助義務	消防法第 25 条第 1 項	火災が発生したときは、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者は、消防隊が火災の現場に到着するまで消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を行わなければならない。
情報提供	消防法第 25 条第 3 項	火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者に対して、当該消防対象物の構造、救助を要する者の存否その他消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のため必要な事項につき情報の提供を求めることができる。
立入検査	消防法第 4 条の 2 第 1 項	消防長又は消防署長は、火災予防のため特に必要があるときは、消防対象物及び期日又は期間を指定して、当該管轄区域内の消防団員(消防本部を置かない市町村においては、非常勤の消防団員に限る。)に前条第一項の立入及び検査又は質問をさせることができる。

参考資料

岐阜県HP ((消防団員安全管理マニュアル【消防課】))



総務庁消防庁HP (防災教材・e-カレッジ)



公益財団法人日本消防協会HP (消防団活動事例)



各種法令 (消防法、消防組織法 など)

地震発生時の出動要領

1 出動区分

地震発生時、まずは自己や家族等の安全確保及び安否確認を行ってください。
テレビやラジオ等の情報収集ツールを用いて震源地や震度情報を確認し、安全確保を優先してください。
その後、出動基準に基づき消防団活動を実施してください。

2 出動基準

震度 5 弱	自宅待機
震度 5 強以上	各団員は消防団車庫待機 幹部は市役所に参集

地震発生後は、火災連絡又は幹部の指示を待ってください。
地震では同時多発的に火災が発生するため、地元を優先して活動してください。

3 活動要領

各団員は、余震の発生等に十分に注意し付近の被害状況等の情報収集を行いながら、参集場所に参集してください。

その後、指示に従って行動してください。

現場対応状況や現状報告については、小型無線又は MCA 無線にて行ってください。

建物の倒壊、道路寸断等の状況が想定されますので、周辺状況に注意しながら活動してください。

消防団のみでの消火活動、救助活動を行うことが想定されますが、安全確保を徹底し無理な活動をしないようにしてください。

幹部については、市役所（本部）参集後、各部から情報収集を行ってください。

各部からの被害状況等の報告を本部に報告してください。

また、本部からの指示を各部に伝達してください。

風水害発生時の出動要領

I 出動区分

可児市消防団は、水防団の任務も担っています。降雨による河川水位上昇時、対象観測所での河川水位が一定の値に達した時点において、該当部は自宅待機・消防車庫待機・出動等の対応をしてください。

情報伝達手段として、「ぎふ川と道のアラームメール」を利用します。受信したメールの内容により対応方法を判断し、遅滞無く行動に移すことができます。

そのため、下記に示す該当部団員は、「ぎふ川と道のアラームメール」に登録していただき、アラームメール受信の際の対応をお願いします。

なお、アラーム解除のメールは配信されません。**消防車庫待機以上の場合には解除の際“すぐメールかに”又は電話連絡等でお知らせします。**自宅待機については、各自で判断をお願いします。（すぐメールかにへの登録も必要ですのでお願いします）

【該当部】

該当部	登録水位情報（１）	登録水位情報（２）
1-1	可児川（広見）	可児川（門前橋）
1-2		
1-3		
1-4		
2-1	木曽川（今渡）	
2-2	可児川（広見）	可児川（門前橋）
2-3	木曽川（今渡）	
2-4		可児川（広見）
3-1	可児川（広見）	

※可児川（門前橋）は、御嵩町につき条件を追加して登録してください。

【河川水位計がない地域の該当部】

該当部	対応条件	雨量計確認箇所	対応内容	
3-2	雨量：1 時間 30mm 以上 または 3 時間 60mm 以上降雨継続が予測される場合 <u>※可児市ホームページにて確認</u>	塩河	②	③
3-3		西帷子		
3-4				
4-1		久々利		
4-2				
4-3		皐ヶ丘、大森		
4-4		兼山		

2 出動基準

河川水位上昇における出動基準について、以下の表の通りですので、事前に確認し、有事の際には迅速に対応できるように準備してください。

観測所	水防団待機水位	対応	氾濫注意水位	対応		出動水位	対応	避難判断水位	対応	氾濫危険水位	対応	計画高水位等	対応	該当部
門前橋	0.90m	①	1.20m	②	③			1.40m	⑤	2.00m	⑥	堤防高水位相当 2.60m	⑦	1-1、1-2、 1-3、2-2
広見	1.50m	①	2.00m	②	③			2.40m	⑤	3.10m	⑥	堤防高水位相当 3.80m	⑦	1-1、1-2、 1-3、1-4、 2-2
土田												計画高水位 3.50m	⑦	2-4、3-1
今渡	4.00m	①	5.50m	②	③	7.30m	④	11.10m	⑤	11.50m	⑥	氾濫開始相当水位 11.65m 計画高水位 12.09m	⑦	2-1、2-3、 2-4

3 対応内容

- ① 消防団自宅待機（ぎふ川と道のアラームメール配信）
- ② 消防団車庫待機（ぎふ川と道のアラームメール配信）
- ③ 該当部による危険箇所パトロール（すぐメールかに、又は電話）
- ④ 消防団の出動（ぎふ川と道のアラームメール配信）
- ⑤ 高齢者等避難（ぎふ川と道のアラームメール配信、すぐメールかに）
- ⑥ 避難指示（ぎふ川と道のアラームメール配信、すぐメールかに）
- ⑦ 緊急安全確保（ぎふ川と道のアラームメール配信、すぐメールかに）

※消防団車庫待機以上の体制になった場合は、出動人員を事務局（syoubou@city.kani.lg.jp）に報告してください。

4 活動要領

(1) 消防団車庫待機(②)時の活動

- ① 各団員車庫に参集後に出動人員を事務局に報告する。
- ② 雨量、河川の現況確認、周辺区域の安全確認
- ③ 資機材(土嚢、ライフジャケット、懐中電灯、発電機等)の確認
- ④ 通信機器の点検

(2) 該当部による危険箇所パトロール(③)時の活動

- ① 事務局にパトロール箇所等を報告してから出動する。
- ② 事務局、分団長宛に状況報告
報告内容：水位、堤防、周辺雨量、土砂崩れ、道路冠水 等
アンダーパスの通行止め等が必要な場合は、至急事務局まで連絡し指示を受けてから対応すること。
- ③ パトロール終了後事務局に報告
- ④ 解散の連絡があるまで車庫待機
※状況により再度パトロールを実施する場合もあり

(3) 消防団出動(④以降)時の活動

- ① 今後も水位が上昇する場合には、事務局から出動指示を行う。
- ② 河川状況により、排水または避難誘導を行う。
排水：樋管(2箇所)にて県または市と連携し対応
誘導：消防署、警察署、周辺自治会と連携し対応
- ③ 土嚢積み活動が必要な場合は、市と連携して作業を行う。

5 撤収作業

水位が減少し、かつ、気象情報等から水防の必要がなくなったと判断した場合は、警戒体制等の解除の連絡を事務局から行います。

団員等にけがや体調不調等がないかを確認し、異常がある場合は、速やかに報告してください。

また、使用した器具点検を行い、不備等がある場合は速やかに事務局に報告してください。

6 連絡系統

事務局から各部等への連絡については、各最上位者宛に連絡します。

各部同士の連絡については、原則小型無線、移動系防災行政無線(デジタル)にて行います。

なお、電波状況により、携帯電話を使用します。

行方不明者発生時の出動要領

Ⅰ 出動区分

行方不明者が発生し、警察署から依頼があった場合は、団長が対応可否の協議を行い決定します。

搜索活動を消防団として実施することになった場合は、警察書、消防署と連携、協力し搜索活動を行います。

搜索対象者の情報や行動範囲等について、関係機関と情報共有を密にし、行動してください。

搜索活動の際は、2次災害の発生に十分注意し活動してください。

なお、搜索依頼が各分団、各部にあった場合は、各分団、各部で対応判断せずに事務局まで連絡してください。

2 活動体制

団長からの出動指示を受けた各部長は参集場所に出動し、現地にて警察署、消防署と搜索活動体制について、協議してください。

(1) 協議事項

- ① 概要、経過確認、情報共有
- ② 現地状況の確認（地理、地域特性等）
- ③ 必要車両、資機材の確認、準備
- ④ 気象状況等の確認（天候、日出、日没等）

(2) 搜索体制の決定

- ① 消防団員の動員数
- ② 搜索班編成（班数、班員数、車両、資機材、搜索範囲等）
- ③ 搜索活動時間（開始、終了）
- ④ 搜索拠点の場所（地区センター等）
- ⑤ 連絡体制

(3) 搜索活動の継続、終了

【搜索対象者が発見された場合】

- ① 搜索対象者の特定確認
 - 特定された場合：搜索完了
 - 特定されない場合：搜索継続

【搜索時間内に発見に至らなかった場合】

- ① 搜索活動継続可否の協議
 - 継続：搜索活動体制の再協議
 - 打ち切り：搜索依頼者等への説明